

令和8年度 岡山県立岡山御津高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する運動部活動

【運動部】

- ・陸上競技部
- ・硬式野球部
- ・ソフトテニス部
- ・バドミントン部
- ・バスケットボール部
- ・剣道部
- ・弓道部
- ・卓球同好会

【文化部】

- ・美術部
- ・茶華道部
- ・音楽部
- ・パソコン部

2 目 標

- 自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学業との両立を前提とし、進学・就職に向けて必要な体力・精神力を育む。
- 先輩後輩の上下関係や、顧問との関係を通じて、他者に対する態度や礼儀を学ぶ場とする。

3 部活動の運営について

① 休養日の設定

原則、週2日以上 of 休養日を設け、土日のどちらかを休養日にあてる。

(大会が近い等の特別な事情のある場合は、週1日以上 of 休養日を設ける。)

② 活動時間

平日：原則2時間(最終下校時刻は必ず守る)

土日：原則3時間

③ 活動中の監督について

- ・原則的には顧問が監督にあたる。ただし、他の業務で監督できない場合は、生徒に所在を伝えておく。(校外に不在であれば活動できない)
- ・顧問が出張等で校外に出ており、活動を強く希望する場合は、他の部活動の顧問や本校教職員に監督を依頼する。
- ・危険を伴う可能性のある活動をする活動をする場合は、必ず顧問が監督にあたる。
- ・校外で活動する場合は、原則顧問が引率する。

④ 大会参加、県外遠征費等

- ・主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計

画する場合は、大会参加等許可書を提出すること。

- ・派遣・公欠願については、派遣2日前までに「生徒の派遣・公欠願」の回覧を完了させておくこと。

⑤ 安全管理

- ・事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行う。
- ・夏季の運動部活動については、熱中症予防に万全を期すこと。

⑥ その他

- ・年間を通した活動計画書を作成して、計画的に休養日を確保する。
- ・定期考査1週間前(土日を含む)から活動を停止し、学業に専念させる。ただし、特別な事情(大会前など)がある場合は職員朝礼で承認を得て実施する。
- ・休養日の設定や1日の活動時間が原則を超える場合は、活動許可書を提出する。
- ・部活動で合宿を行う際は、生徒に「部活動合宿事前健康調査」を実施し、該当部活動の顧問が「合宿(校外)計画書」を提出すること。

4 その他

① 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・顧問は生徒自身が主体的に活動し自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力を育めるよう成長を促すことに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであると認識し、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・毎年、年度初めの部顧問会議で体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

② 年度初めの部顧問会議

1. 「運動部・文化部活動に係るに活動方針」「運動部活動に係るガイドライン」の確認
 2. 部費、遠征費等の金銭に関わること
 3. 活動に関する申し合わせ
 4. 研修会の実施等
- 上記の内容について確認を行ったうえで部活動の運営を行う。

③ 部費の取り扱いについて

- ・部費や部活動に係る生徒からの集金の取り扱いについては公費に準ずる(学校徴収金マニュアルに基づく)こととし、適正に管理する。
- ・決算報告については、顧問は校長に提出した上で、保護者にも適切に報告する。